

「千葉県中小企業の振興に関する条例」の一部改正（案）の概要

1 改正理由

県は、平成19年3月に千葉県中小企業の振興に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進しています。

県内約13万の中小企業のうち、約86%を占める小規模企業は、地域経済の循環や雇用を支えるとともに、企業・創業の担い手となるなど、地域経済の安定や新たな産業の創出に重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年は、人口減少や経営者の高齢化等を背景に、小規模企業数が大幅に減少してきており、地域の活力向上を図る上で小規模企業の振興が喫緊の課題となっています。

今後、小規模企業の重要性やその振興の基本理念について県民や関係者と認識を共有し、「オール千葉」で小規模企業の振興を図っていくためには、小規模企業の振興を規定した条例の整備の必要があります。このため、現行の条例の一部を改正し、小規模企業振興の理念等に関する規定の整備を行います。

2 改正内容

（1）前文

小規模企業が本県経済で果たしている役割やその重要性、小規模企業を巡る課題、県の小規模企業振興に対する姿勢を明示します。

（2）定義（第2条第2項）

小規模企業者について、条例中での定義を規定します。

（3）基本理念（第3条第3項）

条例全体にわたる小規模企業振興の基本的な考え方として、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的な発展」を図ることを位置付けます。

3 施行日

公布の日